（認定の更新）

第百六十六条の四　前二条の規定は、法第百四条の三において準用する法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

［新設］

（変更の届出）

第百六十六条の五　法第百四条の三において準用する法第三十四条の六の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の四の認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

［新設］

（認定の取消し等に伴う定期自主検査）

第百六十六条の六　認定高度保安実施ガス製造事業者に係る認定が法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施ガス製造事業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行つていないものにあつては、その運転が開始された日）から起算して第百六十四条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

［新設］

（保安規程に係る特例）

第百六十六条の七　認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間（次項において「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第百六十六条の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2　認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第百六十六条の十二第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

［新設］

（ガス主任技術者に係る特例）

第百六十六条の八　認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十前段の場合においては、次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選任又は解任に係る記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

一　ガス主任技術者を選任し、又は解任した事業場の名称及び所在地

二　選任し、又は解任したガス主任技術者の氏名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者免状の種類及び番号

三　ガス主任技術者を選任し、又は解任した年月日

四　選任し、又は解任したガス主任技術者が他の事業場のガス主任技術者を兼ねている場合は、その兼ねている事業場の名称及び所在地

五　ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以外の職務を行つているときは、その職務の内容

六　ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の概要

［新設］